

(略)

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成30年8月20日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、平成29年9月1日、都立横網町公園（以下「本件公園」という。）内で、慰霊祭と称する政治集会（以下「本件集会」という。）が行われるなどして、警官と揉みあったり、連行される者がいたりするなど、本件公園は騒然たる雰囲気に入れられ、完全に公園機能を喪失していたと主張し、これらはすべて、建設局東部公園緑地事務所管理課（以下「管理課」という。）が、本件公園での本件集会の実施を認めたこと及び、本件公園への政治的な慰霊碑（以下「本件慰霊碑」という。）の設置を認めたことによるものであるとして、今後は本件集会を実施させないこと及び、本件慰霊碑の撤去を設置者に指示することを求めている。

また、請求人は、本件慰霊碑の文言そのものが極めて政治的であり、本件集会及び本件慰霊碑の設置を容認したことはともに地方公務員法に違反しており、さらに、本件集会で書籍等が販売されていたことは、東京都立公園条例に違反しているとも指摘している。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締

結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されているため、請求人が違法と主張する上記の行為が、これらのいずれかに該当するかを、以下のとおり判断する。

(1) 管理課が本件集会の実施を認めたことについて

管理課が本件集会の実施を認めた行為は、東京都立公園条例の規定により、公園管理上の見地から、一時的に本件公園の一部分の占用を認めたものに過ぎず、本件公園のその後の財産的価値に影響を与えるものとは解されない。

平成2年4月12日の最高裁判決は、市職員が行った道路建設に向けた、雑木の整理、伐開、除根、切土等の一連の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である」から、住民訴訟の対象となる行為とは言えないと判示している。

管理課が本件集会の実施を認めたことは、非財務的見地から行われたものであり、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるとは言えないから、上記判旨に従えば、住民監査請求の対象とはならないと解するのが相当である。

(2) 管理課が本件慰霊碑の設置を認めたことについて

本件慰霊碑は、昭和48年に設置されたものであるが、設置場所、形状及び規模等から、通常想定される公園利用を妨げるものではなく、これまで本件公園の財産的価値に影響を及ぼしているものとは解されない。

公園内に設置されている記念碑等の管理について争いとなった住民訴訟の判例としては、平成5年9月28日東京高裁及び平成9年4月25日最高裁で是認された平成元年6月23日東京地裁判決があるが、本判例においても、「本件記念碑が設置してあることによって本件使用借権ないし本件公園の財産的価値に影響が及ぶと考えることはできないから、結局、本件記念碑を撤去すべきかどうかは、右使用借権等の財産的価値の維持保全を直接の目的とする財務的管理上の問題ではなく、本件公園を設置した行政目的を達成、維持するための考慮に基づく本件公園の行政管理上の問題であるといわざるを得ない」と判示している。

これらのことから、管理課が本件慰霊碑の設置を認めたことは、専ら公園管理の

観点から行われた行為であり、財務的処理を直接の目的とするものとは言えず、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とは認められない。

(3) 本件集会及び本件慰霊碑はともに地方公務員法違反であること及び、本件集会での書籍等の販売が東京都立公園条例違反であることについて

請求人は、政治集会たる本件集会を黙認し、極めて政治的な文言が記されている本件慰霊碑の設置を認めた管理課の行為は、地方公務員法に定める地方公務員の政治的行為の制限に違反し、さらに、本件公園内で書籍等を販売することを認めた行為は、東京都立公園条例に違反していると主張しているものと解される。

ところで、前掲の平成5年9月28日東京高裁及び平成9年4月25日最高裁で是認された平成元年6月23日東京地裁判決では、「住民訴訟の制度は、専ら地方公共団体の公金、財産等に関する財務会計上の違法行為又は怠る事実の是正を目的とするものであって、行政に対する一般的な監督の制度として、行政上の違法行為一般の是正を目的とするものではないから、住民訴訟の対象とされる「違法な行為又は怠る事実」(地方自治法242条の2第1項)とは、公有財産の財産的価値に着目してその価値を維持保全する財務的管理についての違法な行為又は怠る事実をいうべきものと解すべきであり、公有財産のうち行政財産をその公用又は公共目的に沿って管理する行政管理に係る行為又はその管理の懈怠は、住民訴訟の対象となり得ないものというべきである。」と判示している。

上記判旨に則すれば、仮に、管理課の上記行為が地方公務員法ないし東京都立公園条例に違反していたとしても、これらはいずれも財務会計上の行為又は怠る事実とは解されないため、住民監査請求の対象外であると言わざるを得ない。

以上により、請求人が本件請求書及び事実証明書の中で違法と指摘する管理課の行為は、いずれも住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。